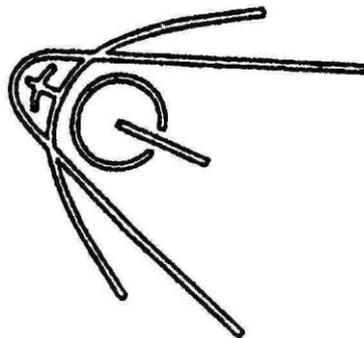


令和5年度

P T A総会議事録・規約
教職員・P T A委員名簿



足立区立舎人第一小学校

〒121-0831 足立区舎人6-4-1

TEL (3897) 9917

舎人第一小学校 PTA 活動報告

1. 運営委員会 委員長：大内 宏子

前期

- 4. 6 入学式お手伝い
- 5. 28 運動会お手伝い

後期

- 10. 15 校内きもだめし大会 開催
- 11. 5 13ブロック研修会 開催
- 11. 26 音楽会 お手伝い
- 12. 10 マラソン大会 警備・見守りお手伝い
- 3. 24 卒業式 お手伝い

- * 教育懇親会 出席
- * 開かれた学校づくり協議会 出席
- * 交通安全指導当番表 作成
- * 13ブロックスポーツ大会 お手伝い
- * 互親会 バレーボール・卓球 お手伝い

2. 学年学級委員会 委員長：渡邊 俊江 前野 英里

前期

- 4. 27 三部合同委員会出席
- 6. 22 ベルマーク 集計
- 7. 3 とねいちふれあいマーケットお手伝い

後期

- 10. 21 ベルマーク 集計
- 12. 10 マラソン大会 警備・見守りお手伝い

3. 校外委員会 委員長：鈴木 和代

前期

- 4. 27 三部合同委員会出席
- 7. 3 とねいちふれあいマーケットお手伝い

後期

- 11. 5 町ぐるみクリーン作戦 お手伝い
- 12. 10 マラソン大会 警備・見守りお手伝い

4. 成人教育委員会 委員長：春野 美恵子

前期

- 4. 27 三部合同委員会出席
- 6. 22 ベルマーク 集計

後期

- 10. 21 ベルマーク 集計
- 11. 7 給食試食会 開催
- 12. 10 マラソン大会 警備・見守りお手伝い

足立区舎人第一小学校

P T A 規 約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は、足立区立舎人第一小学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、家庭と学校との関係をいっそう密にして、保護者と教職員が一体となって児童の健全な育成を目的とする。

第 3 章 方針及び活動

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するための次の方針に従い活動を行う。

- 1 会員の研修に務め、また会員相互の親睦を深める。
- 2 学校及び地域における教育環境の向上を図り、児童の安全と生活の指導に努める。
- 3 児童の福祉及び教育の振興に協力し、また関係者団体及び機関と協力する。
- 4 この会は、民主的また自主的に営利・政党・宗教に片寄らない運営を行う。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員は、学校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる者及び教職員とする。

第 5 章 会 計

第 5 条 この会の経費は、原則として会費をもって賄う。

第 6 条 1 会費は会員一世帯単位とし、その年額は総会で決める。

令和 5 年度年額 ￥ 3, 0 0 0

2 転入生の会費は、転入した月によって次のように定める。

4 ～ 7 月転入 ￥ 3, 0 0 0

8 ～ 1 2 月転入 ￥ 2, 5 0 0

1 ～ 3 月転入 ￥ 1, 5 0 0

第 7 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日で終わる。

第 6 章 役 員

第 8 条 この会の役員は、次の通りとする。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 若干名（内・学校側 … 副校長先生）
- 3 運営委員長 1名
- 4 会 計 3名以上（内・学校側 … 1名）
- 5 会 計 監 査 若干名
- 6 書 記 3名以上（内・学校側 … 1名）

第 9 条 役員の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

第10条 役員の選出は、総会における公選または選考委員会（細則第2条で定める）が会員の中より推薦し、総会の承認を得て決定する。

第11条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 役員は定期的にまた必要に応じ役員会を開催し、この会の全般的な運営活動及び学校側とのパイプ役として活動の活発化を図る。
- 2 会長は、この会を代表して会務を統括し、総会及び各種委員会を招集する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、代理を務める。
- 4 運営委員長は、この会の活動を統括する。
- 5 会計は、この会の金銭の収支を記録し、年度末に決算報告書を作成し総会に報告する。
- 6 会計監査は、この会の会計を監査し、総会に報告する。
- 7 書記は、この会の議事を記録し、庶務ならびに各種会合の通知をする。

第 7 章 委 員 会

第12条 委員会には、運営・学級・専門等の活動委員会ならびに選考委員会がある。

第13条 各種委員会には、必要に応じて各担当を置くことができる。

第14条 運営委員会は、役員・学級長・専門委員長で構成する。

第15条 専門委員会は、学年学級・成人教育・校外指導の三部委員会とする。

第16条 専門委員会の委員は、クラス委員が分担する。

第17条 各種委員会の委員長は、各委員会で互選する。（但し、運営委員長は除く）

第18条 クラス委員は、各クラスの会員の互選によりクラスごとに選出する。

（定数は、細則第1条で定める）

第19条 クラス委員は、学級長をそれぞれ互選する。

第20条 卒業対策委員長は、6年生の卒業対策委員から選任する。

第21条 必要に応じて、特別委員会を設けることができる。（この場合、運営委員会の承認を必要とする）

第 8 章 委員会 の 任 務

第 2 2 条 運営委員会

- 1 他の委員会の意見を総合調整し、年間活動計画ならびに予算案を作成する。
- 2 総会の議事日程を立案する。
- 3 定期的に運営委員会を開催し、総合的な活動の推進をはかる。

第 2 3 条 学年学級委員会

学年学級委員会は、他の委員会と連絡を密にして、学年学級内における活動を計画し、運営する。

第 2 4 条 成人教育委員会

- 1 会員が一層、良い保護者、良い先生になるための懇談会・研究会・見学会・あるいは、映画・演劇・音楽・文学・レクリエーション等の文化的行事の企画運営をして、会員相互の親睦をはかる。
- 2 地域社会に対する教育的催しの企画運営をする。

第 2 5 条 校外指導委員会

児童の家庭生活、社会生活ならびに児童の健康で安全なる指導活動をする。

第 2 6 条 校長は、各委員会に出席し意見を述べることができる。

第 9 章 総 会

第 2 7 条 総会は、この会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とする。

第 2 8 条 定期総会は、年度初めに開き、定足数は会員の 5 分の 1 以上とする。

(但し、委任状をもって出席に代わることができる) また、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 2 9 条 定期総会の任務は、次の通りとする。

- 1 前年度の活動報告及び決算報告ならびに承認
- 2 本年度の活動計画及び予算案の審議承認
- 3 役員の改選承認
- 4 その他、重要事項に関する審議

第 3 0 条 定期総会の日時、場所は前もって通知する。

第 3 1 条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の 5 分の 1 以上要求があった場合、開催することができる。

第 3 2 条 臨時総会の定足数その他は、定期総会に準ずる。

第 10 章 付 則

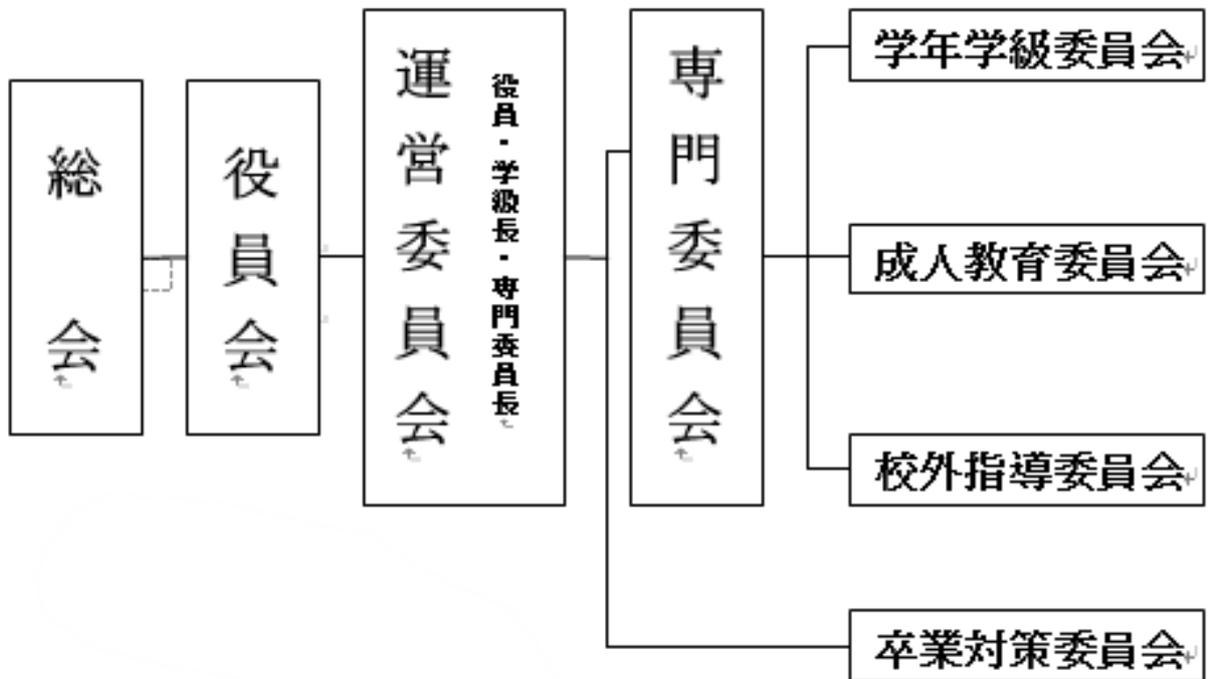
- 第 33 条 この会に、顧問・相談役を置くことができ、定期総会で承認を得る。資格、任期は細則 3 条で定める。
- 第 34 条 役員及び委員長に欠員がでた場合、及び事故の場合を細則 4 条で定める。
- 第 35 条 この規約の変更は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意によって改正することができる。
- 第 36 条 会員の個人情報については法令などを遵守するとともに、PTA 活動においてその保護に努めるものとする。
- 1 会員の個人情報は適正に管理し、本人の同意を得ないで第三者に開示しない。
 - 2 不要となった個人情報は、裁断により速やかに破棄する。

細 則

- 第 1 条 クラス委員の定数は、各クラス 5 名を原則とする。
- 第 2 条 選考委員会は、PTA 会長（1 名）、筆頭副会長（1 名）、PTA 相談役（1 名）、3 部委員会委員長（3 名）、教職員 3 名を以って構成する。
- 第 3 条 顧問は歴代 PTA 会長とし、任期は定めない。また相談役は、役員・専門委員長のいずれかを 3 年以上歴任した者とし、任期は 2 年とする。相談役で任期満了後も児童在籍の場合は、継続を妨げない。
- 第 4 条 役員及び委員長の欠員補充及び事故について
(任期は前任者の残任期間とする)
- 1 会長の選考は、立候補及び推薦等による立候補者を選考委員会で選考し、運営委員会で承認する。
 - 2 役員に欠員が生じた時は、臨時選考委員会で選考し運営委員会で承認を得る。
 - 3 委員長に欠員が生じた時は、当該委員会で互選する。
 - 4 委員長に事故のある場合は、副委員長が代理をする。
- 第 5 条 この会の慶弔規定は、次の通りに定める。
- 1 会員ならびに児童死亡の場合、香典 5 0 0 0 円をおくる。
 - 2 会員ならびに児童入院 3 0 日以上の疾患の場合は、見舞金 3 0 0 0 円をおくる。
 - 3 不慮の災害の見舞金等は、役員会で決定する。
- 第 6 条 この細則は、運営委員会で変更することができる。
- 第 7 条 この細則は、平成 1 9 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 8 条 総会において規約の改正が承認された場合、その翌日よりこれを施行する。
- 第 9 条 専門委員会の校外補導委員会を校外指導委員会に名称変更をする。
- 第 1 0 条 開かれた学校づくり協議会主催・土曜事業を全面的に後援し、PTA 保険の対象とする。

この細則は、令和 5 年 1 2 月 2 6 日 第 2 条、第 4 条 1 項を改正し、同日施行する。

舎人第一小学校 P T A
組 織 図



令和5年度 足立区立舎人第一小学校

週 時 程 表

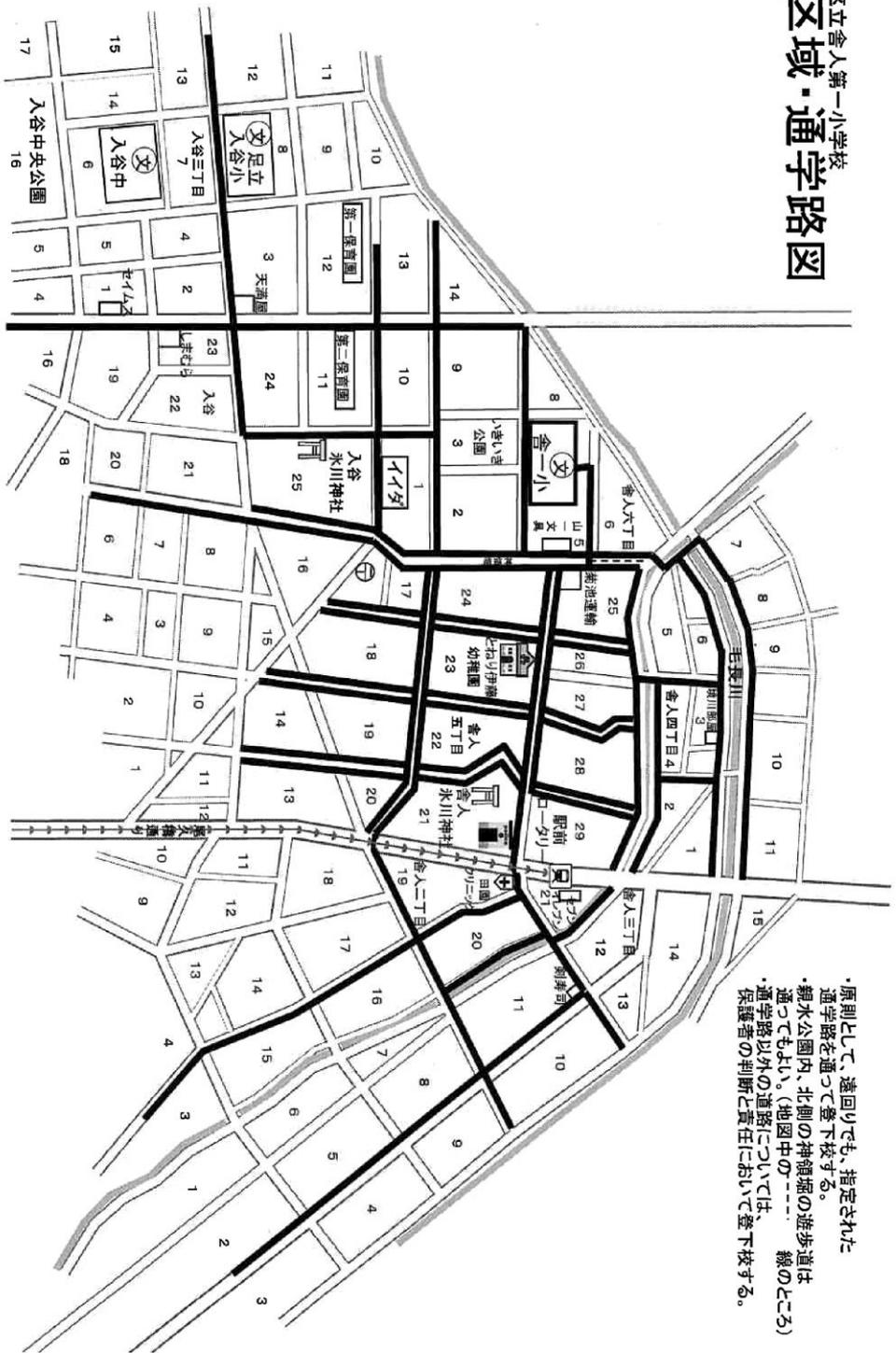
通常授業日

短縮授業日

土曜授業日

登 校	8:15~8:25	登 校	8:15~8:25	登 校	8:15~8:25
朝学習 朝会・集会	8:25~8:40 8:30~8:40				
朝の会	8:40~8:45	朝の会	8:25~8:30	朝の会	8:25~8:30
1校時	8:45~9:30	1校時	8:30~9:15	1校時	8:30~9:15
休けい	5分間	休けい	5分間	休けい	5分間
2校時	9:35~10:20	2校時	9:20~10:05	2校時	9:20~10:05
中休み	10:20~10:40	中休み	10:05~10:20	休けい	10:05~10:20
3校時	10:40~11:25	3校時	10:20~11:05	3校時	10:20~11:05
休けい	5分間	休けい	5分間	帰りの会	11:05~11:20
4校時	11:30~12:15	4校時	11:10~11:55	完全下校11:30	
給 食 西みがき	12:15~12:55	給 食	11:55~12:35	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ffff00;"> <p>月曜日の6校時に、 クラブ・委員会があるとき、 【5時間授業の帰りの会後】 移動準備 14:25 ~ 14:30 活 動 14:30 ~ 15:15</p> </div>	
		4時間授業の時 帰りの会	12:35~12:55		
昼休み	12:55~13:10	昼休み	12:35~12:50		
清 掃	13:10~13:25	清 掃	12:50~12:55		
5校時	13:25~14:10	5時間授業の時 帰りの会	13:40~13:55		
休けい	5分間	休けい	5分間		
6校時	14:15~15:00	6校時	13:45~14:30		
帰りの会	15:00~15:15	帰りの会	14:30~14:45		
完全下校 15:45		完全下校15:00			

足立区立舎人第一小学校 学区区域・通学路図



- ・原則として、遠回りでも、指定された通学路を通じて登下校する。
- ・親水公園内、北側の神領塚の遊歩道は通ってもよい。(地図中の---線のところ)
- ・通学路以外の道路については、保護者の判断と責任において登下校する。